

単位老人クラブ活動補助金の手引き

1 補助対象事業について

単位老人クラブが実施する(県・市・地区老連が主催の事業を除く)高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動等の地域を豊かにする活動に対して補助金を交付します。補助対象になる事業は以下のとおりです。

A 社会奉仕事業

- ・ひとり暮らし高齢者や要援護者等への友愛訪問活動
- ・道路、公園、神社などのごみ拾い、冬の除雪作業などの清掃奉仕活動
- ・植樹、花壇づくりなどの街の美化活動
- ・幼稚園や保育所の幼児、小学校の児童の通園、通学の見守り活動や他世代との交流 等

B 教養講座等開催事業

- ・交通安全、防犯、防災などの講習会の開催
- ・法話、説教(物故者法要や報恩講など教養が主目的ではない講座を除く)
- ・文科系(川柳、絵画、裁縫、料理等)のサークル活動
- ・史跡や博物館、美術館等の社会見学や研修旅行 等
- ・高齢者学級、修養講座などの出前講座の開催(健康に関する講座を除く)

※出前講座については手引き 5 ページ[5 出前講座について]を御参照ください。

C 健康増進事業

- ・介護予防活動、健康教室(体操、血圧測定、相談会、講演会等)への参加、開催
- ・運動系(ワナゲ、ゲートボール、グラウンドゴルフ等)のサークル活動
- ・ニュースポーツ体験会、ラジオ体操等の開催
- ・歩け歩け大会や軽運動大会等の開催

2 補助事業の実施要件について

国連は 2030 年までに SDGs で掲げた 17 の目標達成に向けて取り組んでいくとしており、鯖江市もこれに賛同し、市民に対しても SDGs への理解を深め、未来のために行動できるよう推進していくこととしています。

単位老人クラブにおきましても、17 の目標の周知や行動の改善に向けて御協力いただくとともに、以下の推奨実施要件を遵守していただきますようお願いいたします。

- ・参加者へのマイバック、マイ箸、マイボトル持参の普及啓発

※配布物がある場合は予め配布日を通知し、マイバックの持参を周知するとともに、ポリ袋が必要な場合は有料とすることに努める。

※イベント等で弁当や飲料を配布する場合は、予めマイ箸やマイボトルの持参を周知するとともに、割りばし製品やペットボトル製品の使用を控えるように努める。

単位老人クラブ活動補助金の手引き

- ・ごみを出さない、ごみ箱のないイベントの企画
- ・エシカル消費の推進（地元産品、福祉作業所の製品、認証ラベル商品の購入等）
- ・男女問わずこども連れで参加できるイベントの企画
- ・会議、事業、イベントにおいて、男性主体のものには女性参画を促し、女性主体のものには男性参画を促し、委員のうち30%以上は異性であるように努める。

3 補助対象経費について

補助事業に必要な【報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料および賃借料】が対象経費になります。

※具体的な支出例

報償費	(対象) 研修会等の講師への謝礼
	(対象外) 報恩講などのお布施
旅費	(対象) 研修会等参加時の公共交通機関利用料
	(対象外) 研修旅行等参加時の宿泊費
	(対象外) 親睦会や慰安旅行等にかかる旅費
需用費(消耗品費)	(対象) 清掃活動のためのごみ袋代等
	(対象) 美化活動のための花の種、苗の購入費
	(対象) 感染症予防のための除菌剤等の購入
	(対象) サークル活動のための物品、材料費
	(対象) 運動大会の優秀賞品購入費
需用費(印刷製本費)	(対象) 事業のチラシ等作成費
需用費(食糧費)	(対象) 社会奉仕活動時の飲料購入費
	(対象) 運動大会開催時のスタッフ用弁当・飲料購入費
	(対象外) 親睦会や忘新年会等にかかる飲食代
備品購入費	(対象) 運動大会等で使用する器具の購入費
	(対象) 研修会等で使用する書籍やDVD等の購入費
役務費	(対象) 事業の周知等にかかる郵便料金等
委託料	(対象) 講座や大会開催時の看板設置委託料
使用料および賃借料	(対象) 講座や大会の開催に伴う会場使用料
	(対象) 研修旅行等のためのバス借上げ料

単位老人クラブ活動補助金の手引き

補助対象経費について、以下のものは対象外になります。

- ・ 県、市、地区の老人クラブ連合会への負担金
- ・ 実施主体が単位老人クラブ以外の事業にかかる経費
(県、市、地区の老人クラブ連合会や町内会の活動等)
- ・ 社会通念上、対象経費としてふさわしくないと考えられるもの
(本人負担とすることが適当である費用や個人の利益となるような物品等にかかる費用等)

※対象になるか不明なものがある場合は長寿福祉課までお問い合わせください。

4 交付申請関係書類の記入方法について

申請関係書類については、年度末の変更申請および実績報告の作成に必要になりますので、必ず提出前に控えを保管してください。

※申請関係書類については、市ホームページからもダウンロードできます。

① 様式第1号 交付申請書 (手引き 6 ページ[記入例1]参照)

- ・ 申請者情報のクラブ名は正式名称を記入してください。押印は不要です。
- ・ 補助事業等の完了予定期日は、当該年度の4月1日から3月31日です
- ・ 交付申請額等は様式第3号収支予算書と同額を記入してください。
- ・ 「基本額」「加算額」は、各クラブの人数に応じて上限金額内で記入してください。

クラブ人数	補助上限額	補助上限額内訳	
		基本額	加算額
～14人	10,000円	10,000円	0円
15人～29人	20,000円	20,000円	0円
30人～39人	48,000円	48,000円	0円
40人～49人	52,000円	48,000円	4,000円
50人～59人	53,000円	48,000円	5,000円
60人～69人	54,000円	48,000円	6,000円
70人～79人	55,000円	48,000円	7,000円
80人～89人	56,000円	48,000円	8,000円
90人～99人	57,000円	48,000円	9,000円
100人～	58,000円	48,000円	10,000円

単位老人クラブ活動補助金の手引き

※申請時点で実績見込額が上限金額を超えないことが明らかな場合等は、上限金額を下回る金額で申請してください。その際、減額調整は加算額から行ってください。

例 45 人クラブの場合: 基本額 48,000 円 + 加算額 4,000 円 = 52,000 円 上限	
申請パターン①	上限金額で申請 基本額 48,000 円 + 加算額 4,000 円 = 52,000 円
申請パターン②	加算額を減額して申請 基本額 48,000 円 + 加算額 2,000 円 = 50,000 円
申請パターン③	基本額と加算額を減額して申請 基本額 45,000 円 + 加算額 0 円 = 45,000 円
※基本額のみを減額して申請することはできません。 ✕ 基本額 46,000 円 + 加算額 4,000 円 = 50,000 円	

※補助金は概算払いとし、実績にて精算されます。ただし、上限金額を下回る金額で申請した場合で、最終的な実績額が交付決定額を上回った場合でも追加交付はされません。当初の申請額が交付上限額となります。なお、実績額が交付決定額を超えなかった場合は、実績報告前に変更申請による返還の手続きが必要になりますので、御注意ください。

例 45 人クラブの場合: 基本額 48,000 円 + 加算額 4,000 円 = 52,000 円 上限	
申請パターン①	上限金額で申請 基本額 48,000 円 + 加算額 4,000 円 = 52,000 円 ※ 実績額が交付決定額を下回った場合 変更申請 ⇒ 基本額 48,000 円 + 加算額 2,000 円 = 50,000 円 ⇒ 2,000 円の返還

② 会員名簿 (手引き 7 ページ[記入例 2]参照)

様式第 1 号交付申請書の添付資料として会員名簿を添付してください。

名簿の様式は自由ですが、氏名・住所・生年月日の記載を必須とします。

(生年月日については、生まれ年または年齢でも可)

③ 様式 2 号 事業計画書 (手引き 8 ページ[記入例 3]参照)

月間活動計画内の活動計画は、補助対象事業の種類別 (A・B・C) に記入してください。

※補助対象事業については手引き 1 ページ[1 補助対象事業について]を御参照ください。

単位老人クラブ活動補助金の手引き

④ 様式 3 号 収支予算書 (手引き 9 ページ[記入例 4]参照)

- ・「収入の部」の合計額と「支出の部」の合計額は同額にしてください。
- ・補助金額等は、様式第 1 号交付申請書と同額を記入してください。
- ・老人クラブ総事業費は、各クラブにおける市補助金以外の収支を含む総額を記入してください。

⑤ 様式第 7 号 請求書 (手引き 10 ページ[記入例 5]参照)

- ・請求書の日付は記入せずに提出してください。
- ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人は正しく記入してください。

※口座情報の確認のために通帳の写しを必ず添付してください。(通帳内部 1 ページ目の口座名義がカタカナで記入されているページ)

⑤ 委任状 (手引き 11 ページ[記入例 6]参照)

- ・口座名義人が申請者(老人クラブ代表者)と異なる場合は必ず委任状をつけてください。
- ・委任状の日付は記入せずに提出してください。
- ・委任状の委任者欄については、代表者の個人印とクラブの角印の押印が必要ですので御注意ください。

4 出前講座について

鯖江市役所では、各課で出前講座の申請を受け付けていますので、御活用ください。

詳細は市のホームページで御確認のうえ、出前講座担当課に直接御相談ください。

※長寿福祉課の出前講座は各地域包括支援センターに委託しています。

地域包括支援センターさばえ (鯖江地区・新横江地区)	
住所：鯖江市旭町 4 丁目 4-9 (木村病院内)	TEL : 51-0112
鯖江市社会福祉協議会 地域包括支援センター神明 (神明地区)	
住所：鯖江市水落町 2 丁目 30-1 (アイアイ鯖江内)	TEL : 51-8079
鯖江西地域包括支援センター(立待地区、吉川地区、豊地区)	
住所：鯖江市吉江町 31-7-1 (エレガントセニールガーデン内)	TEL : 53-2776
鯖江東地域包括支援センター(中河地区、片上地区、北中山地区、河和田地区)	
住所：鯖江市中野町 33-20-1 (鯖江ケアセンターみどり荘内)	TEL : 54-0513

※手引きの内容について

不明な点等がございましたら
長寿福祉課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

鯖江市長寿福祉課高齢福祉グループ
TEL : 0778-53-2219
課代表メールアドレス
SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp

単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例 1

様式第 1 号

令和 7 年 4 月 1 日

鯖江市長 殿

クラブ名	鯖江町老人クラブ		
代表者氏名	長寿 太郎	※クラブ	印不要
住所	鯖江市鯖江町 1 3 - 1		
電話番号	0 7 7 8 - 5 3 - 2 2 1 9		

令和 7 年度 鯖江市単位老人クラブ活動補助金交付申請書

令和 7 年度鯖江市単位老人クラブ活動に係る補助金の交付を受けたいので、鯖江市単位老人クラブ活動補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 補助金の名称 鯖江市単位老人クラブ活動補助金
- 補助事業等の完了予定期日 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- 交付申請額
 - 基本額 48,000 円
 - 加算額 4,000 円
 - 合計額 52,000 円
 - (補助対象経費 80,000 円)
 - (老人クラブ総事業費 100,000 円)

※様式第 3 号収支予算書の数字と合致させてください。

4 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第 2 号)
- (2) 収支予算書 (様式第 3 号)
- (3) クラブ会員名簿 (合計 4 6 名)

※クラブ会員数によって加算額が変動します。

※加算額については手引き 3 ページ[4 交付申請関係書類の記入方法について]を御参照ください。

単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例 2

鯖江町老人クラブ 会員名簿 (計 人)			
番号	氏名(役職)	住所	生年月日・年齢
例	長寿 太郎(会長)	鯖江町 13-1	昭和 25 年 4 月 1 日
例	長寿 太郎(会長)	鯖江町 13-1	昭和 25 年 生
例	長寿 太郎(会長)	鯖江町 13-1	75 歳
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

令和 7 年 4 月 1 日現在

※役職がある場合は氏名の横に記入してください。

※会員名簿は 4 月 1 日時点のものを提出してください。

様式は指定しませんが《氏名・住所・生年月日》の記載は必須とします。

(生年月日については、生まれ年または年齢でも可)

単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例 3

様式第 2 号

令和 7 年度 事業計画書

1 月別活動計画

	活動内容		
月	A 社会奉仕事業	B 教養講座等開催事業	C 健康増進事業
4	・ 清掃奉仕活動	・ 文化サークル活動	・ 運動サークル活動
5		・ 鯖江市出前講座	・ 運動サークル活動
6	・ 美化活動	・ 文化サークル活動	・ 軽運動大会
7	・ 美化活動	・ 交通安全教室	・ ラジオ体操
8	・ 美化活動	・ 文化サークル活動	・ ラジオ体操
9	・ 敬老月間友愛訪問活動	・ 文化系サークル展示会	
10	・ 清掃奉仕活動	・ 防犯研修会	・ ニュースポーツ体験会
11		・ 研修旅行	・ 運動サークル活動
12	・ 歳末友愛訪問活動	・ 法話	・ 健康教室
1			
2	・ 除雪活動		・ 介護予防活動
3		・ 防災研修会	

※補助対象事業 A 社会奉仕事業

B 教養講座等開催事業

C 健康増進事業 の具体的な内容については、

手引き 1 ページ[1 補助対象事業について]を御参照ください。

単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例 4

様式第 3 号

令和 7 年度 収支予算書

収入の部

(単位：円)

費 目	予算額	備 考
1 市補助金	52,000	・基本額 48,000 円 ・加算額 4,000 円
2 自己資金	68,000	
合 計	120,000	※老人クラブ総事業費

※収入の合計金額と支出の合計金額は合致させてください。

支出の部

(単位：円)

費 目		予算額	備 考
1 補助対象経費		80, 000	
内 訳	A 社会奉仕事業費	10, 000	清掃活動のごみ袋・飲料代、 美化活動の種・苗代
	B 教養講座等開催事業費	37, 000	文化サークル活動用物品費、 交通安全教室講師謝礼、防犯 研修用 DVD 代、研修旅行バス 借上げ料、
	C 健康増進事業費	33, 000	運動大会備品代・スタッフ弁 当飲料代・会場使用料、ラジ オ体操周知チラシ作成費
2 補助対象外経費		40, 000	
合 計		120, 000	※老人クラブ総事業費

※基本額・加算額・合計額・補助対象経費・老人クラブ総事業費の金額は

様式第 1 号交付申請書の数字と合致させてください。

※補助対象経費の内訳 A・B・C の備考欄については、様式第 2 号の事業計画書で計画した事業の予定支出を記入してください。補助対象経費については手引き 2～3 ページ[3 補助対象経費について]を御参照ください。

単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例 5

様式第 7 号

(空白のまま提出)

年 月 日

鯖江市長 殿

クラブ名	鯖江町老人クラブ
代表者氏名	会長 長寿 太郎
住所	鯖江市鯖江町 1 3 - 1
電話番号	0 7 7 8 - 5 3 - 2 2 1 9

令和 7 年度 鯖江市単位老人クラブ活動補助金交付請求書

令和 7 年度鯖江市単位老人クラブ活動補助金について、下記のとおり請求します。

請求金額	52,000 円
------	----------

振込先口座情報							
金融機関名	福井		銀行・信金・農協・金庫				
	神明		本店・支店				
口座種別	1: 普通			2: 当座			
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	サバエチヨウロウジンクラブ カイケイ フクシ ジロウ						
口座名義	鯖江町老人クラブ 会計 福祉 次郎						

- ※ 通帳の写しを添付してください。
- ※ 口座名義は正しく記入してください。
- ※ 申請者と口座名義が異なるときは、委任状を添付してください。

単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例 6

委 任 状

(空白のまま提出)

年 月 日

(委任者)	クラブ名	鯖江市老人クラブ
	代表者氏名	長寿 太郎 ㊞
	役職	会長 ㊞
	住所	鯖江市鯖江町 1 3 - 1
	電話番号	0 7 7 8 - 5 3 - 2 2 1 9

令和 7 年度鯖江市単位老人クラブ活動補助金の受領に関する権限を下記の者に委任いたします。

(受任者)	クラブ名	鯖江市老人クラブ
	代表者氏名	福祉 次郎
	役職	会計
	住所	鯖江市鯖江町 1 3 - 5
	電話番号	0 7 7 8 - 5 3 - 2 2 6 5

※申請者名と口座名義人とが異なる場合のみ、委任状を提出してください。

※委任状には、委任者の個人㊞とクラブの角印の押印が必要です。